

広報

とうべつ

特別号

# 地方自治法施行・町制施行

## 50年特集

発行／北海道当別町 編集／企画部企画課・平成9年7月1日

「日本国憲法」とともに、昭和22年5月3日に施行された「地方自治法」は、今年で50年目になります。

同時に、開拓以来77年間「戸長役場」・「村制」を経た本町も7月1日で、「当別町」となってから50年目を迎えました。

「地方自治」とは、地域住民と都道府県や市町村が力を合わせて住みよい町づくりに取り組んでいくことですが、近年は国際化や情報化・少子化・高齢化などの変化が、急速に社会全体に進んでいます。

本誌特別号では、地方自治法施行、及び町制施行50年を契機に、「地方自治のしくみ」と「今後の行政のとりくみ」について特集しました。



### 地方自治の本旨としくみ

地方自治の最大の目標は、地域住民の福祉向上（実現）にあります。

日本国憲法では、地方自治の基本を次のように定めています。（表1）

●表1

地方自治の原則	憲法第92条（地方自治法の基本原則） 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める。
地方自治の本旨	団体の自治 国家の干渉を受けず、地方公共団体独自の立場で政策を決定し運営していくことである。 憲法第94条（地方公共団体の権能） 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
	住民の自治 地方公共団体は、その住民の自治によって運営されるということである。 憲法第93条（地方公共団体の機関、その直接選挙） 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 ◎ 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する。

これらの制度は、地方公共団体内部の組織に関してであり、いずれも住民の直接選挙によるべきものとされていることは、地方自治の本旨の内の「住民自治」の原則を具体化するものです。

すなわち、これらの諸機関の選挙を通して地方公共団体に対する住民の参加と統制が担保され、地方公共団体の意思決定、ないし権限行使がその住民の意思に基づくという「住民自治」が保障されているのです。

自治法の根本方針は、

- ①地方自治体の自主性・自立性の強化。(議会の権限の拡大、長及び議員の住民による直接選挙)
- ②地方自治体の行政運営に対して、住民の参与する部門の拡大。(選挙権の拡大ほか直接請求制度・住民投票制度など)
- ③地方公共団体の行政の公正の確保。(選挙管理委員会・監査委員制度の創設など)

これとあいまって、国の典型的な事務とされた警察行政(警察法)や義務教育行政(教育委員会法)の事務が順次地方公共団体に移管されたため、地方公共団体の自治権が拡大強化されることになりました。

### 地方公共団体の組織

議会(議決機関)の役割と権限 条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など。  
 首長(執行機関)の役割と権限 条例の執行、議案・予算の提出、規則の制定など。

### 地方公共団体の業務

地方公共団体の業務は、大別して2つの事務があります。(表2)

●表2

事務の種類		具体的内容
固有事務	公共事務 主に住民の福祉の増進を目的としたサービスや事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校・図書館・美術館などの設置管理</li> <li>○道路・水道・公園などの設置管理</li> <li>○病院・老人保健施設などの設置管理</li> <li>○ゴミなどの処理施設・市場の設置管理</li> </ul>
	行政事務 公共の秩序を維持し、住民の安全や福祉を保持する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯・防災・罹災者の救護、交通安全の保持事務</li> <li>○各種生産物及び家畜の検査などの事務</li> <li>○消防業務</li> <li>○未成年者・生活困窮者の救護・更生など</li> </ul>
委任事務	団体委任事務 国から地方公共団体へ、都道府県から市町村へ委任された事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所・伝染病隔離病院などの衛生関係施設の設置管理</li> <li>○失業対策</li> </ul>
	機関委任事務 国が一定水準に保ち、画一的に行政処理を行うために、地方公共団体の知事、市町村長、各種行政委員会に委任された事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民、滞在者に関する戸籍及び身分証明や登録に関する事務</li> <li>○国会議員選挙の事務</li> <li>○徴税の事務</li> <li>○河川の維持・管理</li> </ul>

### 機関委任事務

「機関委任事務」とは、法律などに基づき行われる事務で、都道府県や市町村が「国の機関として事務を処理する」ことになっています。

従って国、すなわち主務大臣の指揮監督により事務処理を行います。

現在、中央省庁が大きな許・認可権を握っています。そのため、地方公共団体は何をするにも認可が必要で、各省庁に伺いを立てなければならない「がんじがらめ」の行政システムとなっています。

### 地方自治は〇割自治

この機関委任事務は極めて多数にのまり、561件のうち都道府県で約8割、市町村でも約2割を占めています。当然、それに要する経費は国庫負担として交付税や交付金の中に措置されています。

このような状況の中で、いわゆる「3割自治」・「2割自治」(地方公共団体が現に処理している事務のうち、機関委任事務以外の事務が3割あるいは2割に過ぎないこと)という言葉が生まれたのです。

このことは、法で定めている「住民による住民の自治」とはおおよそ程遠く、機関委任事務の問題を中心として「行政事務再配分」、すなわち国と地方公共団体との間における現行の行政事務配分の再編成が今、浮き彫りになってきているのです。

### 国の行財政改革

昭和40年代後半の石油ショック以降、昭和56年に「第2次臨時行政調査会」を発足し財政の見直しと行政の見直しが検討されましたが、行政改革については第1次・第2次・第3次行政審と「行革推進審議会」に引き継がれ今日に至っています。

行革の主な内容は、

- ①中央省庁の仕事の無駄や重複を徹底的に省き、場合によっては組織の見直し(統廃合)をする。
- ②規制緩和を推進し、役所の不必要な許認可権限を削減していく。
- ③地方分権を推進し、中央省庁の権限を地方に委譲し、中央政府をスリム化する。



このことから、政府は平成7年5月に「地方分権推進法」を制定しました。この内容は、分権推進計画を樹立するため「中央分権推進委員会」を設置し、勧告を行うというステップが定められました。

## 町行政の新たな前進をめざして

### 地方分権

分権推進委員会は、昨年末に第1次勧告を出し、「国の地方公共団体に対する機関委任事務の廃止」を提言しました。

これは、国は国際問題（対外関係）に重点をおき、国内のことは地方公共団体に任せるべきであるという意見で、政治の外交と内政の機能分担を図ろうとするものです。

地方自治法制定以来50年を経過する中で、明治以来の中央集権体制を根本的に変えようとするもので、提言は非常に大きなインパクトを与えました。

これが実行され自治体に裁量権が増えると、町はいかにして住民を説得し住民の意向を取り入れていくかということになり、町長や議会は住民代表の立場に徹する方向に向かい、憲法第92条の地方自治の本旨そのものを実現できることとなります。

### 当別町の行政改革推進

前記の地方分権を意識した上で、本町では自らの行政改革に現在取り組んでいます。

昭和60年に一度行政改革を取り組みましたが、「10年を経過した今、社会情勢が色々変化しており、一定期間をおいた中で振り返って見直すことが必要である」としたからです。（最小経費で最大の効果を図る）

今回の行政改革の重点項目は、

- ① 事務事業の見直し
- ② 時代（地域住民のニーズ）に即応した組織及び機構の見直し
- ③ 定員管理及び給与の適正化の推進
- ④ 効果的な行政運営と職員の能力開発などの推進
- ⑤ 行政の情報化の推進などによる行政サービスの向上
- ⑥ 会館など公共施設の設置及び管理運営

この6項目を目標に設定し、具体的な取り組み内容の検討を進めています。

地方自治法は、戦後の混乱時期に「民主的な行政の推進」を旗印に制定され、数十回の改正を経ながら現在に至っています。

今、世論は地域のニーズにあった行政（分権型社会＝行政の民主化）の取り組みを望んでおり、そのかけ橋が「地方分権の推進」であると思います。本町としては分権型社会の到来というかつてない大きな課題を抱えますが、さらに職員の研修に努めながらより住民のための行政サービスに邁進して参りたいと考えております。